

## 第1回 ISO14001 の自己宣言が広がる！

ISO14001 の自己宣言とは

自己宣言とは、ISO14001 に基づく環境マネジメントシステム(以下「EMS」と略す)を構築した組織が、第三者審査機関の審査に頼らず、独自の手法でEMSが確立していることを示すものである。

ISO14001:2004年版では、「c 1 自己決定し、自己宣言する」ことを第一に挙げるほど自己宣言を容認・助長しているようだ。地方自治体では、平成15年(2003年)に、長野県飯田市が自己宣言したのが始まりで、徐々に自己宣言する自治体が増えている。

この規格は、次の事項を行おうとするような組織にも適用できる。

- a) 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、改善する。
- b) 表明した環境方針との適合を自ら確信する。
- c) この規格との適合を次のことによって示す。
  - 1) 自己決定し、自己宣言する。
  - 2) 適合について、組織に対して利害関係をもつ人又はグループ、例えば顧客などによる確認を求める。
  - 3) 自己宣言について組織外部の人又はグループによる確認を求める。
  - 4) 外部機関による環境マネジメントシステムの認証 / 登録を求める。

ISO14001:2004 1適用範囲

自己宣言の形態

長野県飯田市の自己宣言は、内部監査に地域住民や事業者、コンサルタントや有識者、他の自治体職員などが参加し、客観性の高い監査を行うことで、自己宣言の適切性を確保する方式だが、その後、審査機関を代替する第三者による自己宣言など様々な形態が実践されている。

自己宣言した市町村の類型

タイプ	第三者監査方式	内部監査方式	相互監査方式	自己適合宣言
制度概要	審査登録機関の代わりに、地域住民や事業者等が第三者監査を受けることで、EMSの適切性等を評価する。	地域住民や事業者等が内部監査員となり、客観的に内部監査を実施することで、EMSの適切性等を評価する。	他の自治体職員が内部監査員となり、客観的に内部監査を実施することで、EMSの適切性等を評価する。	審査登録機関による審査を取止めただけで、他は何も変わらない。
監査主体	住民や事業者、有識者、など	住民や事業者、有識者、など	他行政職員	当該職員
客観性の担保	第三者がEMS全体を監査しており、客観性が高い。	第三者がEMSを監査しているが、内部監査そのものは、客観的に監査できない。	他都市職員でも第三者であり、客観的な監査になっているが、内部監査そのものの客観性は確保できない。	客観性を担保するものはない。

相互監査方式での自己宣言はまだない。

## ISO14001 のメリット

地方自治体が、審査登録を自己宣言方式に切り替えた場合、次のようなメリットが想定される。

### 地域住民等とのコミュニケーションの円滑化

特に基礎自治体である市区町村は、地域住民とのつながりも強く、遠方の第三者機関による審査だけでなく、地域住民等への説明責任も重要となる。自己宣言に移行し地域住民等が第三者監査員として監査に参加していれば、地域住民等との連携も容易になる。

### 地域特性(組織特性)にフィットしたEMSの推進

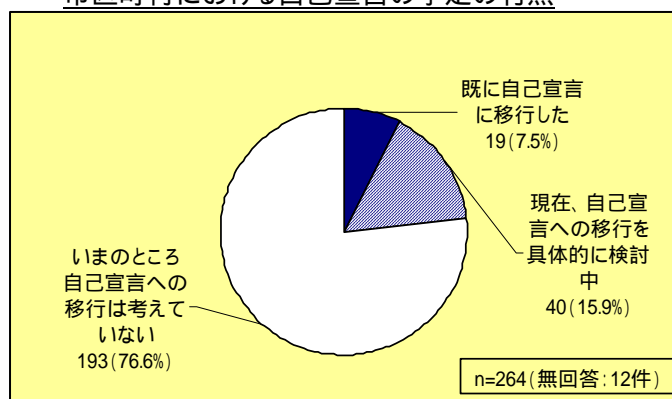
審査登録機関による審査では、「より ISO14001 規格に忠実な仕組みでなければ審査に合格しない」という神話があり、いずれの地方自治体も審査は煩雑で窮屈なものとの意識がある。自己宣言にシフトすることにより、ISO14001 の手直し・部分改訂等も円滑かつスムーズに実施することができるようになり、地域特性(組織特性)に適った適切な取組が推進し易くなる。

## 自己宣言の行方

(財)地方自治研究機構と(財)消防設備安全センターが実施した「地方自治体の環境マネジメントシステムに関する実態調査」によると、地方自治体の 23.4%(59 団体)が既に自己宣言を実施した、あるいは具体的に自己宣言を検討しているという調査結果が出ている。

既に ISO14001 を取得している地方自治体の数は438ヶ所あるので、概ね100ヶ所程度の市区町村が自己宣言を具体的に検討している計算になる。

市区町村における自己宣言の予定の有無



出典:平成17年度の「地方自治体の環境マネジメントシステムに関する実態調査」

人口規模別にみると、「既に自己宣言に移行した」あるいは「現在、自己宣言への移行を具体的に検討中」と回答した団体の割合は、人口10万人未満の団体では3～4割、10万人以上の団体は1割程度と規模による差が生じており、人口規模が小さい団体の方が自己宣言への移行あるいは検討を視野に入れている割合が高かった。EMSの規模別でも人口規模別の場合と同様に、EMS規模が小さい団体の方が「既に自己宣言に移行した」あるいは「現在、自己宣言への移行を具体的に検討中」と回答した割合が高い傾向が現れている。

小規模自治体での自己宣言の希望が多い背景には、市町村合併と地域住民との距離感が

あるように思われる。地域住民との距離感が近いところほど、遠方の審査登録機関による客観性よりも、地域住民による客観性の方が適切、との判断だろうか。

#### 自己宣言の課題

##### 地域住民等への説明責任

自己宣言への移行（審査を辞めること）は、第三者によるチェックを忌避し、情報公開の時代に情報閉鎖するような印象を受けるため、地域住民等への説明責任がある。少なくとも、第三者審査を受けている中小企業等からみれば、地方自治体のISO14001は手抜きのように見えるだろう。このため、自己宣言した地方自治体では、自己宣言への移行と第三者監査の適切性を積極的にPRしている。

##### 第三者監査制度の確立

従前のISO14001の仕組みの中には「第三者監査制度」は構築されていないため、EMSとは別に、第三者監査に係る実施要領等を策定し、合意形成を図る必要がある。

##### 監査員の確保

様々なEMSを日常的に審査している審査登録機関の審査員は、審査経験の積み重ねだけでなく、所属機関内での勉強会やセミナーなどがあり座学も行い専門性を確保している。

審査機関の審査を受けない場合は、審査員に替わる優秀な第三者監査員を確保しなければならなくなる。

##### 予算の確保

審査登録機関の審査を受けなくなったからと言って、第三者監査を止めることは難し、審査登録費用がゼロになるわけではない。むしろ、第三者監査員の人材育成費、第三者監査員の受入れや第三者監査に係る職員人件費や委託費など、費用面では従前以上に予算が必要になるのかも知れない。

いずれにしても、地方自治体では、今後ますます、自己宣言するところが増えてくるだろう。その際には、地域の模範となるような自己宣言制度を確立していく社会的責任があるだろう。

(平成18年4月 知識経営研究所代表 鈴木明彦)

#### お問い合わせ

### 株式会社 知識経営研究所

〒106-0045 東京都港区麻布十番2-11-5 麻布新和ビル4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422

http://www.kmri.co.jp e-mail: info@kmri.co.jp